

AppMaster インターネット最適化サービス利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に AppMaster インターネット最適化サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、AppMaster インターネット最適化サービス利用規約（重要事項説明書、別紙その他当社が契約の内容として別に定めるものを含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、インターネットゲートウェイに必要な Proxy と Proxy に付随するセキュリティ機能を提供するものであり、別紙 1 に定める機能を提供するものです。
- (2) 「提供開始日」とは、契約者がサービス申込時に指定した利用開始希望日で月の初日とします。
- (3) 「契約期間」とは契約者が申込書に記載した期間とします。ただし、当該契約期間は 2 年以上の期間とします。

第2章 契約

第4条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

- 2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。
- 3 本規約と異なるサービス要件が必要な場合、当社が提供可能と判断した場合に限り、個別に料金（初期費用、月額利用料）を算出し、サービスの提供を行います。
- 4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）1 項各号のいずれかに該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき
 - (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5) 申込者が法人でないとき
 - (6) 当社からのサービス種別の指定、又は変更要請を承諾できない場合
 - (7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとし、
- 6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条 本契約の変更

本サービス提供期間中に契約者が本契約の内容を変更しようとする場合、当社所定の変更申込書に必要事項を記載し、当社に申込むものとします。なお、当社が当該変更の申込みを承諾した時点で当該変更が有効となるものとします。

第6条 届出事項の変更

契約者は、本サービスに係る契約申込の際、又はその後当社に届け出た内容に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。

2 当社は、契約者の登録情報が不正確もしくは不十分であった場合、又は必要書類の提出をしなかった場合など、契約者の責めに帰すべき自由にに基づき登録情報を変更できなかった場合、これに基づき発生した損害に対して一切その責任を負いません。

3 当社は、登録されている連絡先が有効なものでない場合、又は契約者が連絡先情報の提供を拒んでいる場合、その不達に起因して発生した損害について、一切その責任を負いません。

第7条 最低利用期間

本サービスの最低利用期間は、提供開始日から起算して 2 年間です。また、契約者が契約期間中に本サービスにおける Proxy サービス又は付加サービスの種類の変更を行う場合、個別に料金（初期費用、月額利用料）を算出するものとします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 契約者は、最低利用期間内に本サービスに係る契約の解約があった場合は、最低利用期間における残余の期間に対応する月額利用料に相当する額を一括して支払うものとします。

第8条 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第10条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、契約期間満了の 1 か月前までに当社に書面により通知していただきます。

第11条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約

することがあります。

(1) 第 13 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービスの料金を支払わないとき。

(3) 契約者が第 4 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(5) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(6) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第12条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのこと

を通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第13条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第14条 料金

本サービスの料金は、申込者の申込みの内容に基づき個別に算出するものとします。

第15条 料金の支払義務

契約者は、提供開始日から起算して、契約の解除があった月までの期間について、料金の支払を要します。なお、月額料金の日割り計算を行いません。

- 2 本サービスに係る契約者は、利用中止又は利用停止があったとしても、当該利用中止又は利用停止期間中の料金の支払を要します。
- 3 契約者は本サービスの初期費用を提供開始月の翌月に支払うものとします。
- 4 契約者は、サービス提供開始月に契約を解約する場合、初期費用および月額料金を提供開始月の翌月に支払うものとします。
- 5 本サービスの料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当社はその端数を切り捨てます。
- 6 契約者は、利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第16条 延滞利息

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第17条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセス又は利用しないものとします。

第18条 データの削除

当社は、第 23 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 8 条（契約者が行う本契約の解約）又は第 9 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、又は期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について一切の責任を負わないものとします。

第19条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果についていかなる責任も負わないものとします。

2 当社は、いかなる事由があっても保存データ及び生成等データのバックアップは行いません。ただし、当社と契約者の間で別途保存データ及び生成等データのバックアップにかかる契約がある場合はこの限りではありません。この場合、保存データ及び生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額上限料金もしくは月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

第21条 非保証

当社は、明示・目次を問わず、本サービスが契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、障害その他の故障がないこと、完全性、正確性および第三者の権利を侵害していないこと（を含みますがこれらに限りません）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても一切の責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスの選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて一切の責任を負いません。

第22条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な

処分又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第23条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第24条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (8) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (9) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスに係る ID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する

責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第25条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第26条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者とします。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセ

ンブルを行わないこと、

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第27条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が別に定めるところによります。

第28条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第 20 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第29条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第31条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙 1

インターネット最適化サービス

- ・ Proxy サービス

インターネットとクライアント間の Web 通信に対する Proxy 機能を提供するサービスです。

インターネット最適化サービスに付加されるオプションサービス

- ・ URL フィルタリング

URL フィルタリングは、カテゴリ分類された Web サイトに対して、不必要もしくは悪質な Web サイトを閲覧できないようにするサービスです。

- ・ SSL 復号化

SSL 復号化は、SSL 通信を復号化して平文にし、その通信を他の機器に受け渡す機能を提供するサービスです。

- ・ アクセスログ管理

アクセスログ管理は、Proxy で取得したアクセスログを可視化、解析・分析する装置を提供するサービスです。

- ・ 統合管理

統合管理は、複数台の Proxy を一元的に管理・運用する装置を提供するサービスです。

- ・ Proxy 冗長化

Proxy 冗長化は、クライアントからの Web 通信を複数台の Proxy に分散させ、負荷を軽減し耐障害性を高める装置を提供するサービスです。

- ・ アンチウイルスサービス(ハード)

アンチウイルス (ハード) は、Web サイトからダウンロードもしくは Web サイトにアップロードするコンテンツに対して、ウイルスチェックを行う装置を提供するサービスです。

- ・ アンチウイルスサービス(ソフト)

アンチウイルス (ソフト) は、アンチウイルス (ハード) で使用するウイルスソフトを提供するサービスです。

- ・ サンドボックスサービス

サンドボックスは、未知のマルウェアを隔離、検査する装置を提供するサービスです。

- ・ スイッチ

スイッチは、本サービスで提供する装置間を接続するスイッチを提供するサービスです。

(注)本条に規定するアンチウイルスサービス(ソフト)、サンドボックスサービスは株式会社シマ

ンテックが提供するものです。また、それぞれのサービスで駆除可能なウイルス、マルウェアは、その提供会社に対応可能なウイルスパターンファイルにより対応なウイルス、マルウェアパターンファイルによる対応可能なマルウェアであり、100%のウイルス検出や駆除を保証するものではありません。

提供条件書

提供条件書で規定するインターネット最適化サービスには以下の種類があります。

		種類	
		インターネット最適化サービス	Proxy サービス
プラン 2			
プラン 3			
付加サービス	URL フィルタリング		プラン I
			プラン II
	SSL 復号化		プラン 1
			プラン 2
			プラン 3
	アクセスログ管理		
	統合管理		
	Proxy 冗長化		プラン a
			プラン b
			プラン c
	アンチウィルス (ハード)		プラン 1
			プラン 2
プラン 3			
アンチウィルス (ソフト)	プラン A		
	プラン B		
	プラン C		
サンドボックス	プラン 1		
	プラン 2		
	プラン 3		
スイッチ			

1. 共通提供条件

AppMaster インターネット最適化サービス（以下「本サービス」といいます）の各サービスにおける共通提供条件は以下の通りです。

- 1) お申し込みからサービス開始まで、最低2か月必要です。
- 2) 提供範囲は各サービスに必要な装置の提供のみで、周辺ネットワーク装置、ケーブル類の提供は含まれません。また、電源や設置場所の準備が必要です。
- 3) サービスの種類は別途申込書およびその他申込みの内容を特定するために必要な書類等に定めます。
- 4) 各サービスを利用するにあたり、各サービスの初期費用と月額利用料が必要です。
- 5) 初期費用については、以下の通り定めます。
 - (1) 本サービスの申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は利用規約に規定する初期費用をお支払いいただきます。
 - (2) 工事は、申込された Proxy サービス、および付加サービスに基づき行います。
 - (3) 工事には、各サービスにおける設定、設置、動作確認が含まれます。ただし、動作確認については、お客様によるインターネットアクセス、端末操作等のご協力をいただきます。
 - (4) 工事に当たり、各サービスの設定に必要な事項を所定のフォーマットに記入いただき、それに基づき工事を行います。
 - (5) 工事拠点は日本国内とします。
 - (6) 工事の際に、通信断や通信影響がある場合があります。その場合は事前に通知しますので、あらかじめご了承ください。
 - (7) 本提供条件書に定めていない作業が当社に発生した場合、契約者にはその作業にかかった実費をお支払いいただきます。

2. Proxy サービス提供条件

- 1) インターネットとクライアント間の Web 通信に対する Proxy 機能を提供するサービスです。
- 2) Proxy サービスは以下の機能を提供します。
 - (1) Web 通信代理応答
 - (2) コンテンツキャッシュ機能
 - (3) 認証（注1）
 - (4) アクセス制御
 - (5) アクセスログ取得
 - (6) SSL 復号化（注2）

（注1）認証サーバの提供は含まれません。

（注2）Proxy から本サービス提供メニュー以外のサンドボックス製品等に SSL 復号化したデータの出力が必要な場合は、付加サービスの SSL 復号化が必要です。SSL 復号化を行う場合、お

お客様端末に証明書をインストールする必要がありますが、その作業は含まれません。

- 3) 規模により、以下のプランおよび台数を指定いただきます。プラン1～3の選択目安は以下の通りです。

	最大利用ユーザ数	インターネット帯域
プラン1	2,600	50Mbps
プラン2	6,000	100Mbps
プラン3	30,000	500Mbps

SSL 復号化を行う場合は、装置負荷が高くなるため、以下の表を参考にして下さい。

	最大利用ユーザ数	インターネット帯域
プラン1	1,300	25Mbps
プラン2	3,000	50Mbps
プラン3	15,000	250Mbps

- 4) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

Proxy サービス

初期費用

Proxy 工事費

月額利用料

Proxy 使用料

3. 付加サービス提供条件

1) URL フィルタリング

- (1) URL フィルタリングは、カテゴリ分類された Web サイトに対して、不必要もしくは悪質な Web サイトを閲覧できないようにするサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) 以下のプランと Web フィルタリングを利用する人数を指定いただきます。

プラン1	カテゴリによる分類が可能
------	--------------

プラン II	カテゴリによる分類、脅威リスク レベルによる分類が可能
--------	--------------------------------

(5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

- 初期費用
URL フィルタリング工事費
- 月額利用料
URL フィルタリング使用料"

2) SSL 復号化

- (1) SSL 復号化は、SSL 通信を復号化して平文にし、その通信を他の機器に受け渡しする機能を提供するサービスです。
- (2) 本サービスで提供するサンドボックス以外に平文データを受け渡すことができます。
- (3) SSL 復号化を行う場合、お客様端末に証明書をインストールする必要がありますが、その作業は含まれません。
- (4) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (5) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (6) Proxy サービスの台数と同じ数が必要です。
- (7) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
SSL 復号化工事費
 - 月額利用料
SSL 復号化使用料"

3) アクセスログ管理

- (1) アクセスログ管理は、Proxy で取得したアクセスログを可視化、解析・分析する装置を提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) 装置の台数を指定いただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
アクセスログ管理工事費
 - 月額利用料
アクセスログ管理使用料"

4) 統合管理

- (1) 統合管理は、複数台の Proxy を一元的に管理・運用する装置を提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) 装置の台数を指定いただきます。
- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
 - 統合管理工事費
 - 月額利用料
 - 統合管理使用料"

5) Proxy 冗長化

- (1) Proxy 冗長化は、クライアントからの Web 通信を複数台の Proxy に分散させ、負荷を軽減し耐障害性を高める装置を提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に申込書に定める本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) 規模により、プラン 1～3 および装置の台数を指定いただきます。プラン 1～3 の選択目安は以下の通りです。

	スループット
プラン 1	5Gbps
プラン 2	10Gbps
プラン 3	40Gbps

- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
 - Proxy 冗長化工事費
 - 月額利用料
 - Proxy 冗長化使用料

6) アンチウイルス

- (1) アンチウイルスは、Web サイトからダウンロードもしくは Web サイトにアップロードするコンテンツに対して、ウイルスチェックを行う装置を提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) アンチウイルス（ハード）とアンチウイルス（ソフト）の両方をお申込みいただく必要があります。

- (5) アンチウイルス（ハード）は、Proxy サービスと同じプランおよび同じ台数を指定いただきます。

アンチウイルス（ハード）	Proxy サービス
プラン 1	プラン 1
プラン 2	プラン 2
プラン 3	プラン 3

- (6) アンチウイルス（ソフト）は、プランとアンチウイルスを利用するクライアント数を指定いただきます。

アンチウイルス（ソフト）	アンチウイルスソフトの種類
プラン A	McAfee
プラン B	Kaspersky
プラン C	Sophos

- (7) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

○初期費用

アンチウイルス工事費

○月額利用料

アンチウイルス（ハード）使用料

アンチウイルス（ソフト）使用料

7) サンドボックス

- (1) サンドボックスは、未知のマルウェアを隔離、検査する装置を提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスおよびアンチウイルスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスおよびアンチウイルスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) サンドボックスは、Proxy サービスと同じプランおよび同じ台数を指定いただきます。

サンドボックス	Proxy サービス
プラン 1	プラン 1
プラン 2	プラン 2
プラン 3	プラン 3

- (5) ご請求する料金の種類は以下の通りです。

○初期費用

サンドボックス工事費

○月額利用料

サンドボックス使用料

8) スイッチ

- (1) スイッチは、本サービスで提供する装置間を接続するスイッチを提供するサービスです。
- (2) Proxy サービスをご利用の契約者にご提供する付加サービスです。
- (3) Proxy サービスに係る料金とは別に本付加サービスに係る料金をお支払いいただきます。
- (4) ご請求する料金の種類は以下の通りです。
 - 初期費用
スイッチ工事費
 - 月額利用料
スイッチ使用料

4. 保守について

- 1) Proxy サービス、アクセスログ管理、統合管理、Proxy 冗長化、アンチウィルス（ハード）、サンドボックス、スイッチについては、各サービスで提供する装置のオンサイト保守が付帯します。
- 2) お客様で各装置の不具合、故障を検知した場合、故障受付窓口にご連絡いただきます。
- 3) 故障受付および保守対応時間は、24 時間 365 日です。
- 4) 保守員の駆け付け目標時間は、保守作業員手配後、4 時間とします。ただし、目標時間のため 4 時間駆け付けを保証するものではありません。
- 5) 保守料金は、各サービスの月額利用料金に含まれます。